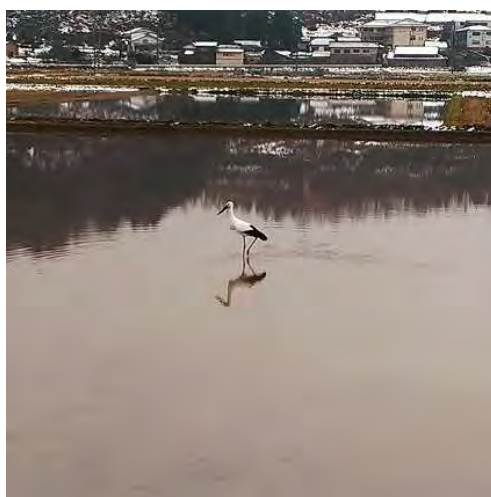


日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

令和6年度 取組の手引き



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

はじめに

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」（以下「環境直払」といいます。）を平成23年度から実施しています。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援しています。

また、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指し「みどりの食料システム戦略(令和3年5月)」を策定しました。

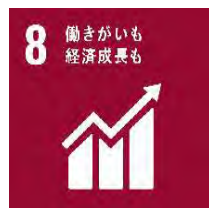
本戦略では、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)や環境に対する関心が国内外で高まり、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつある中で、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すこととしています。

【SDGsへの貢献】

○直接的な貢献



○副次的な貢献



～ 事業に取り組む際の注意事項 ～

本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあることから、あらかじめ農地の所在する市町村に、本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

I	対象者	
	1. 農業者の組織する団体	1
	2. 一定の条件を満たす農業者	1
II	対象農地	2
III	支援の対象となる農業者の要件	2
IV	事業要件（推進活動の実施）	4
V	対象活動	
	1. 支援の内容	5
	2. 有機農業	6
	3. 炭素貯留効果の高い堆肥の 水質保全に資する施用（堆肥の施用）	11
	4. 緑肥の作付け	12
	4－1. カバークロップ	
	4－2. リビングマルチ	
	4－3. 草生栽培	
	5. 不耕起播種	13
	6. 長期中干し	13
	7. 秋耕	13
	8. 地域特認取組	13
	（参考）5割低減の取組	14
VI	対象活動の事例	
	1. 対象活動の事例	15
	2. 都道府県又は市町村による要件の設定	15
	3. 第三者委員会による評価へのご協力をお願い	15
VII	活動の手順、申請の手続	
	1. 活動の手順	16
	2. 申請の手続	17
	3. 提出する書類の一覧	18
	4. 保管する証拠書類等	20
	5. 交付額の算出方法	21
	6. 交付金の返還	21
	7. 申請手続きの電子化	22

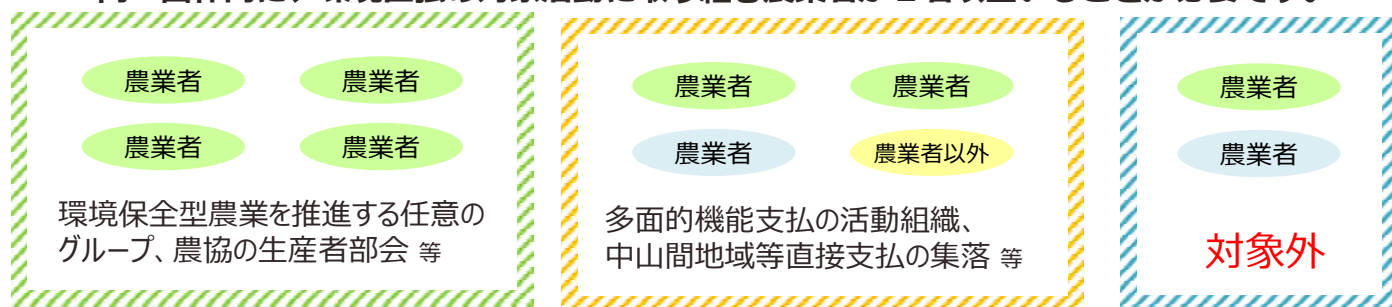
I 対象者

1 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織（以下「農業者団体」という。）が対象になります。農業者団体は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

＜農業者団体の例＞

同一団体内に、環境直払の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



農業者 は、環境直払の対象活動に取り組む農業者

農業者 は、環境直払の対象活動に取り組んでいない農業者

農業者団体の区域について

- ❖ 同一市町村の範囲内で農業者団体を形成してください。
やむを得ない事情により市町村域を超えて団体を形成する場合は、同一都道府県（北海道にあっては同一総合振興局又は同一振興局）内の市町村又は異なる都道府県において隣接する市町村で事業を実施するようにしてください。
- ❖ 複数集落や市町村全域で農業者団体を形成することも可能です。
- ❖ 複数の市町村の範囲で農業者団体を形成する場合、それぞれの市町村に事業計画の認定を受ける必要がありますので、それぞれの市町村にあらかじめお問い合わせください。

2 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、市町村が特に認める場合に対象になります。

① 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

- 対象活動※1 の取組面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上※2 となる農業者
同一市町村内の複数の農業集落で対象活動を行う場合は、いずれかの農業集落で1/2以上※2 の割合を超える必要があります。
- 同一市町村内の対象活動の取組面積が、全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上※2 となる農業者



農業者が対象活動を行う面積

※1 「対象活動」とは、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う取組（堆肥の施用、緑肥の作付け等）をいいます。（5～13ページ参照）

※2 土地利用型作物以外については2割以上になります。

環境直払において「土地利用型作物」とは、稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ及び飼料作物をいいます。

② 複数の農業者で構成される法人

複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

Ⅱ 対象農地

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる対象活動が支援の対象となります。詳細については農地の所在する市町村にお問い合わせください。

Ⅲ 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境直払の支援の対象となるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 主作物※¹について**販売することを目的に生産**を行っていること。
- ② **環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェック**※²していること。

※¹ 主作物 ……

有機農業の取組又は化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組の対象作物のことです。

※² 環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェック ……

「環境負荷低減のチェックシート」（様式第14号）に定める持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の各取組についてチェックしてください。

本交付金に取り組むにあたっては、「環境負荷低減のチェックシート」を、実施状況報告の際に提出していただきます。

民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合は認証書の写し等を提出することで、「環境負荷低減のチェックシート」の提出を省略できます（19ページ参照）。

農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

翌年度に取り組む予定の項目について、□欄に✓を記入してください。該当しない場合は、□欄に／（斜線）を記入してください。

環境負荷低減のチェックシートについて

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の各種補助事業等において、持続可能な食料システムの構築に向けた環境にやさしい農林漁業のために必要な最低限の取組を要件化するものです。

要件化に伴い、本交付金では、これまで「**みどりのチェックシート**」としていた事業要件から、「**環境負荷低減のチェックシート**」に改正しました。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された

農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

✓ 適正な施肥

✓ 適正な防除

✓ エネルギーの節減

✓ 悪臭・害虫の発生防止

✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分

✓ 生物多様性への悪影響の防止

✓ 環境関係法令の遵守

環境保全型農業直接支払交付金においては、以下の内容を要件としました。

支援対象農業者は、環境負荷低減のチェックシートの項目について

- 実施状況欄の全ての項目に、チェックすること。
- 翌年度においても、全ての項目について取り組む計画を立て、翌年度欄にチェックすること。

環境負荷低減のチェックシート

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書を読んだうえで、
チェックを入れてください。

実施状況	(1) 適正な施肥	翌年度取組計画
1	肥料の適正な保管	☐
2	肥料の使用状況等の記録・保存	☐
3	作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)	☐
4	有機物の適正な施用による土づくりを検討 (堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)	☐

実施状況	(2) 適正な防除	翌年度取組計画
5	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	☐
6	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)	☐
7	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)	☐
8	農薬の適正な使用・保管	☐
9	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

実施状況	(3) エネルギーの節減	翌年度取組計画
10	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存	☐
11	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)	☐

実施状況	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	翌年度取組計画
12	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

実施状況	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	翌年度取組計画
13	廃棄物の削減や適正な処理 (プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)	☐

実施状況	(6) 生物多様性への悪影響の防止	翌年度取組計画
14	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等) (再掲)	☐
15	多様な防除方法 (防除資材、使用方法) を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等) (再掲)	☐

実施状況	(7) 環境関係法令の遵守等	翌年度取組計画
16	みどりの食料システム戦略の理解	☐
17	関係法令の遵守	☐
18	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)	☐
19	正しい知識に基づき農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)	☐

翌年度、当該事業を取り組まない

※翌年度に当該事業に取り組まない場合は、翌年度取組計画欄に／(斜線)を記入し、
「翌年度、当該事業を取り組まない」の□欄に✓を記入してください。

Ⅳ 事業要件（推進活動の実施）

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」（以下「推進活動」※¹）といいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施してください。

農業者団体は原則として、対象活動に取り組むすべての農業者が共通の活動を選択する必要があります。

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定※²

▶ その他

- ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- ⑨ 中山間地※³及び指定棚田地域※⁴における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
- ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

※¹ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

※² 堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む農業者（詳細は7・11ページ参照）は、土壌診断の実施が要件となっているため、推進活動として選択することはできません。

※³ 地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

※⁴ 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

1 支援の内容

【 交付単価 】

化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※ ¹ 、 2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
堆肥の施用※ ²		4,400円/10a
カバークロップ		6,000円/10a
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培		5,000円/10a
不耕起播種		3,000円/10a
長期中干し		800円/10a
秋耕		800円/10a

※¹ 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。

施用量や播種量に決まりがあります。(11～12ページ参照)

※² 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。
都道府県によって交付単価が異なる場合がありますので、都道府県、市町村にご確認ください。

地域特認取組※ ³	交付単価 (国と地方の合計)
地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組	都道府県が設定

※³ 対象取組や交付単価は、承認を受けた都道府県により異なります。
詳細については、都道府県、市町村にご確認ください。

取組拡大加算	交付単価 (国と地方の合計)
有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援 活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

2 有機農業 化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

【要件】

- ① 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。 ※1、2
- ② 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
- ③ 播種又は植付け前2年以上※3 使用禁止資材を使用しないこと。
- ④ 有害動植物の防除を適切に実施していること。
- ⑤ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。

※1 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」は、支援の対象となりません。

※2 化学肥料・化学合成農薬の使用に関しては、次のとおりです。

- 「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び土壌改良資材、別表2の農薬については使用することができます。（9～11ページ参照）
化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（「有機農産物の日本農林規格」別表1又は別表2に掲げるものを除く）が使用されていないものを使用することができます。
- 植物防疫法第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することができます。

※3 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農作物にあっては播種又は植付け前2年以上が転換期間となります。
転換期間中も環境直払の支援対象となりますが、転換中の区域について、有機農法と慣行農法を交互に行うことのないようにしてください。



有機農業の取組に関する注意事項

- ✧ 有機農業に取り組む各々の作物について、都道府県において支援対象となるかを事前に都道府県、市町村にお問い合わせください。
- ✧ 有機JAS認証の取得を求めるものではありません。
- ✧ 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認証を取得する必要がありますのでご注意ください。
- ✧ 作物によって交付単価が異なるものがあります。（5ページ参照）

加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）に取り組む場合

地球温暖化防止に貢献するため、炭素貯留効果の高い有機農業を行っていた場合に関し、10aあたり2,000円が加算されます。

（取組開始前に営農活動計画書の提出が必要です）



炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置）に関する注意事項

加算措置の対象となるのは、そば等雑穀、飼料作物以外を主作物として有機農業に取り組む場合に限ります。

そば等雑穀、飼料作物を主作物としている場合は、加算措置を受けることはできません。

【加算措置の要件】

土壌診断※¹を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかの取組※²を実施すること。

※¹ 水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECが必須項目になります。

※² 堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培の取組に、単独で取り組む場合と同一の要件で実施してください。施用量や播種量に決まりがあります。

（11～12ページ参照）

取組拡大加算（有機農業の新規取組に係る指導等の活動）に取り組む場合

本交付金を受給する農業者団体が新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して、指導・助言・相談対応の活動を行っていただく場合に関し、新規取組面積10aあたり4,000円が加算されます。（指導を受ける農業者につき1回、初年度のみ交付）

【取組拡大加算の要件】

指導を行う農業者※¹と指導を受ける農業者※²の双方が、令和6年度に有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外）を実施する必要があります。

※¹ 指導を行う農業者……

支援対象農業者であって、有機農業の知識・技術を有すると市町村が認める者

※² 指導を受ける農業者……

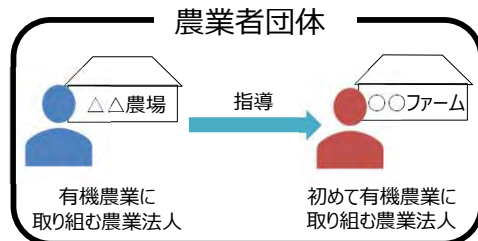
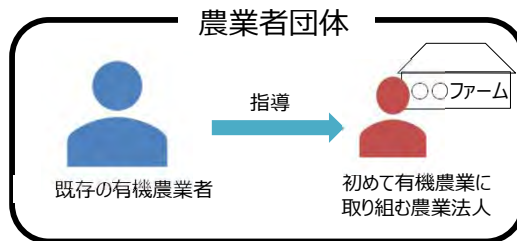
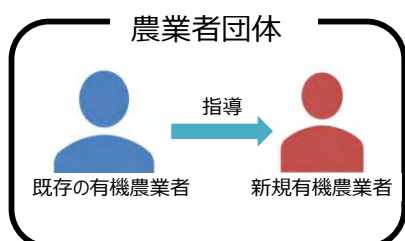
有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外）の交付実績がなく、

かつ有機農業の知識・技術の習得が必要と市町村が認める支援対象農業者

※活動を行った農業者団体に対して 指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10a を支援します。

※新たに有機農業に取り組む農業者であっても、既に有機農業に取り組む農業法人に所属する農業者への指導については、取組拡大加算を活用することはできません。ただし、農業者団体に所属する農業法人が組織として初めて有機農業に取り組む場合は、本加算措置を活用して同じ農業者団体に所属する他の農業者や法人から指導を受けることができます。

加算措置の対象となるケース



新たに有機農業に取り組む農業者・法人への指導が対象となります。

有機農業の取組の注意点

令和2年度から環境直払における有機農業の定義を見直し、「**国際水準の有機農業**」の実施が要件となりました。

なお、有機JAS認証の取得を求めるものではありません。

- ❖ **様式第1号（農場管理シート・現地確認チェックリスト）と資材証明書等の写しを提出**いただきます。（18～19ページ参照）。
- ❖ 有機農業に取り組む**すべての支援対象農業者※は、実施状況確認（現地確認）**を受けていただくことになります。チェックを受ける項目は以下のとおりです。
※ 有機JAS認証を取得している農業者を除きます。

実施状況確認 チェック項目	基準
化学肥料・化学合成農薬等の使用禁止資材の使用の有無	多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつては播種又は植付け前2年以上、使用禁止資材を使用しないこと
有害動植物の防除	原則、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと
種子や苗等	原則、使用禁止資材を使用しない等、有機栽培由来の種子、苗等を使用すること
周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないような必要な措置	必要に応じて、緩衝帯の設置や水管理、機械・器具の洗浄を行うこと
組換えDNA技術の利用の有無	組換えDNA技術を利用しないこと
放射線照射の有無	放射線照射を行わないこと

有機農産物の日本農林規格（抜粋）

制 定	平成12年1月20日	農林水産省告示第59号
一 部 改 正	平成15年11月18日	農林水産省告示第1884号
全 部 改 正	平成17年10月27日	農林水産省告示第1605号
一 部 改 正	平成21年8月27日	農林水産省告示第1180号
一 部 改 正	平成24年3月28日	農林水産省告示第833号
一 部 改 正	平成27年12月3日	農林水産省告示第2597号
一 部 改 正	平成28年2月24日	農林水産省告示第489号
一 部 改 正	平成29年3月27日	農林水産省告示第443号
最 終 改 正	令和4年9月22日	農林水産省告示第1473号

別表 1

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物 由来の資材（うち家畜排せつ物に 限る） 油かす類	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。 家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜 水産物由来の資材 と畜場又は水産加工場からの動物 性産品由来の資材 発酵した食品廃棄物由来の資材 バーク堆肥 メタン発酵消化液（汚泥肥料を除 く。）	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない 天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない 天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
グアノ 乾燥藻及びその粉末 草木灰 炭酸カルシウム	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであ ること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用 しないこと。
塩化加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カ ルシウムを含む。）であること。 天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によら ず生産されたものであること。
硫酸加里 硫酸加里苦土 天然りん鉱石 硫酸苦土 水酸化苦土 軽焼マグネシア	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90mg以下であるものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然鉱石を粉碎したものであること。
石こう（硫酸カルシウム） 硫黄	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
生石灰（苦土生石灰を含む。） 消石灰 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、 銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） 岩石を粉碎したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 上記生石灰に由来するものであること。 微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するもの であること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含 有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものでないこと。
木炭 泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。） 及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト パーライト ゼオライト バーミキュライト けいそう土焼成粒 塩基性スラグ 鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。 トーマス製鋼法により副生するものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

よう成りん肥 塩化ナトリウム リン酸アルミニウムカルシウム 塩化カルシウム 食酢 乳酸 製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び固結防止材 その他の肥料及び土壌改良資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90mg以下であるものであること。 海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90mg以下であるものであること。 植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。
---	---

- ※ 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであることを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。
- ※ 使用した資材が別表1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。
証明できない場合は支援の対象となりません。
- ※ 燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものは「化学的処理を行っていない」ものに該当します。

別表2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤 なたね油乳剤 調合油乳剤 マシン油エアゾル マシン油乳剤 デンブン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。 捕虫器に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。

天敵等生物農薬 天敵等生物農薬・銅水和剤 性フェロモン剤 クロレラ抽出物液剤 混合生薬抽出物液剤 ワックス水和剤 展着剤 二酸化炭素くん蒸剤 ケイソウ土粉剤 食酢 燐酸第二鉄粒剤 炭酸水素カリウム水溶剤 炭酸カルシウム水和剤 ミルベメクチン乳剤 ミルベメクチン水和剤 スピノサド水和剤 スピノサド粒剤 還元澱粉糖化物液剤 次亜塩素酸水	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。 カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。 保管施設で使用する場合には限ること。 保管施設で使用する場合には限ること。 銅水和剤の薬害防止に使用する場合には限ること。
---	---

※ 使用した資材が別表2に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。
証明できない場合は支援の対象となりません。

.....

3 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用（堆肥の施用）

【要件】

- ① 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用すること。
- ② C/N比10以上の堆肥であって腐熟したものを使用すること。
- ③ 堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は10アール当たり概ね1.0トン以上、水稻以外の場合は10アール当たり概ね1.5トン以上の堆肥を施用すること。
- ④ 土壌診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素成分量が原則として都道府県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。
なお、堆肥その他使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。



堆肥の施用量については、都道府県によって運用が異なる場合があります。
詳細は、都道府県、市町村にご確認ください。